

す。  
 要求第二項に關しては、労働者側に於て舊曆年末迄の就  
 勞日數或は賃金の増加を要求の主眼とせるものと認めら  
 るゝを以て舊曆年末迄一日使用人員一三〇名を下らざる  
 ことゝし縣營工事に於ても市内地域に施行中のものゝ毎  
 日〳使用人員約二十五名を四十名程度に増加方土木管區  
 事務所に〳交渉し内諾を得たので舊曆年末即ち新曆二月  
 十三日迄は毎日百七〇名余を使用し得ることゝなるも從  
 來の通り登録數六百名余にては一人當り出役日數の増加  
 僅少なるを以て今回労働者陳情の趣旨〳に添ふ事を得ず  
 且右登録數は當初二百五十名余なりしも一時工事の最高  
 潮期に於ける要求人員に應ずるため登録者の生活資力の  
 點に於て幾分登録方針を緩めたるを以て工事使用人員減

したる今日還元の要あり、即ち登録數を減ずる必要ある  
 も登録取消の目安を如何なる點に置くかに就き紹介所に  
 於て考案の結果最も迅速に行ひ得る方法として左記に該  
 當する者は除名することゝせり。

- 一、要求書提出當時たる本年一月中に於て紹介所に出頭し  
 たること十日未滿のもの（病氣等の理由に依り欠勤届  
 出済のもの除外）

理由

紹介所に出頭すること一ヶ月中十日未滿のものは殘余  
 二十日は他に就勞或は生計の余猶あるものと看做し得  
 るものとす

要求第三項に關しては何等の豫備交渉もなさず突發的に  
 今回の舉に出で示威的に集合して以て故意に就業時刻に